

令和6年4月から

宮崎市総合福祉保健センターの使用料金が変わります

市では、公共施設サービスを持続して提供していくために、使用料の統一的な見直しを行いました。この見直しに伴い、令和6年4月から宮崎市総合福祉保健センターの施設の使用料は、下記の表のとおりとなります。

<対象施設と使用料（1時間あたり）>

区分	使用料
① 研修室	360円
② 視聴覚室	360円
③ 調理実習室	360円
④ 和室	360円

※使用時間に1時間未満の端数があるときは、その端数は1時間とみなします。

【使用料減免について】

以下に該当する場合にのみ減免対象になり、該当しない場合は、使用料を収めていただく必要があります。

- (1) 市内に住所を有する障がい者、要介護者、要支援者及びこれらの介助者が使用する場合 10割
- (2) 公益的な活動を行う団体又は市が事業支援する団体が、施設の設置目的に沿った活動、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で使用する場合 10割
- (3) 前号に該当しない者又は団体が、施設の設置目的に沿った活動、かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動で使用する場合 5割
- (4) 市又は市教育委員会が主催若しくは共催する行事若しくは活動で使用する場合 10割
- (5) 指定管理者が主催又は共催する行事又は活動で使用する場合 10割

【減免申請について】

減免対象になる団体は、減免申請書の提出により使用料の減免を受けることができます。施設の使用目的が同じ場合は、年に1回のみ減免申請でかまいませんが、使用目的が異なる場合は、その都度、減免申請を行うことにより使用料の減免を受けることができます。

また、上の表の(1)については、手帳等の提示により申請を省略することができます。

※ご不明な点は、宮崎市福祉総務課（21-1754）までご連絡ください。

【高齢者の利用できる施設】

宮崎市総合福祉保健センターの他に、宮崎市には以下のような施設があります。

市内に住所を有する60歳以上の方やその介助者は、以下の施設を利用することができます。高齢者が趣味や娯楽を通じ、相互の信頼・親睦を深めることで、老後の生きがいを高めることを目的とした施設です。浴室や高圧電位治療器等を無料で利用いただける施設や、サークル活動やクラブ活動の場として利用されている施設もあります。

施設により開館日や利用できる日が異なります。詳細については各施設へお問い合わせください。

●老人福祉センター等

施設名	住所	電話
宮崎市北部老人福祉センター	神宮東1丁目2番27号	29-4893
宮崎市南部老人福祉センター	大字恒久5124番地	51-6007
宮崎市赤江老人福祉センター	大字本郷南方2487番地4	56-9371
宮崎市住吉老人いこいの家	大字広原1066番地	39-4137
宮崎市古城老人いこいの家	古城町孫太郎2494番地	54-1650
高岡老人福祉館「百寿荘」	高岡町小山田2543番地9	82-0535
大塚台地域福祉コミュニティセンター	大塚台西2丁目19番地1	48-2885
内海やっこ荘	大字内海2169番地	67-0710

●高齢者ふれあい室

施設名	住所	電話
生目台地区交流センター高齢者ふれあい室	生目台東4丁目6番地2	59-9191
生目地区交流センター高齢者ふれあい室	大字浮田3000番地1	30-4036
宮崎市自然休養村センター高齢者ふれあい室	大字加江田6896番地	65-1921
宮崎東地区交流センター高齢者ふれあい室	下原町332番地5	20-3511
宮崎地区交流センター高齢者ふれあい室	吉村町ハシテ甲2386番地139	20-3512
西部地区農村環境改善センター高齢者ふれあい室	大字瓜生野3909番地	30-3017
宮崎西地区交流センターふれあい室	祇園1丁目49番地	20-3507
佐土原地区交流センター高齢者ふれあい室	佐土原町上田島1389番地	74-0018
広瀬地区交流センター高齢者ふれあい室	佐土原町下那珂2940番地82	72-0244
加納地区交流センター高齢者ふれあい室	清武町加納乙1047番地	85-2666
青島地区交流センター高齢者ふれあい室	青島西2丁目1番地	55-4030
清武地区交流センター高齢者ふれあい室	清武町今泉甲2694番地3	85-2002

※ご不明な点は、宮崎市福祉総務課（21-1754）までご連絡ください。